

「ISMS 審査員の資格基準及び評価登録手順」並びに関連手引き等の改定について

1. 改定文書の番号、名称

- 1) JRCA AI130：情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格基準及び評価登録手順（改定1版）
- 2) JRCA AI330：情報セキュリティマネジメントシステム審査員登録申請等各種手続きの手引き（改定1版）

2. 改定概要

(1) JRCA AI130 のおもな変更点

No	分類	改定前の規定	改定概要	理由
1	新規/資格拡大 登録要件 旧基準の適用	<p>●4. 審査員補(新規登録)</p> <p>4.1 実務経験 (1)①</p> <p>2018年3月までは以下の要件でも良い。 高等学校卒業、又はこれと同等以上の教育を受けている、若しくは同等以上の学力を有していること。</p>	左記の記述削除	移行期間終了
2	審査員(格上げ) 旧基準の適用	<p>●8. 審査員(格上げ)</p> <p>但し、2018年3月31日までの申請は、旧資格基準 JRCAAQI120 の6項の要件を満たすことでも良い。</p>	左記の記述削除	移行期間終了
3	主任審査員 (格上げ) 旧基準の適用	<p>●9. 主任審査員(格上げ)</p> <p>但し、2018年3月31日までの申請は、旧資格基準 JRCAAQI120 の7項の要件を満たすことでも良い。</p>	左記の記述削除	移行期間終了

4	エキスパート審査員の併せ持ち、維持/更新期限の同期	<p>●3. 情報セキュリティマネジメントシステム審査員の資格区分及び力量 資格の併せ持ちに関する記述なし。</p> <p>●8. エキスパート (Expert) 審査員 有効期限日及び維持手続き期限日の同期に関する規定なし。</p>	<p>●3. 品質マネジメントシステム審査員の資格区分及び力量 エキスパート審査員は主任審査員／審査員／審査員補資格と同時に保有（併せ持ち）できることを明記。</p> <p>●8. エキスパート (Expert) 審査員 運用ルール明確化のため、エキスパート審査員資格を併せ持つ場合は、有効期限日及び維持手続き期限日を同期させる記述を追加。</p>	<p>・エキスパート審査員は、併せ持ちできる資格として、当初から運用しているが、これを明確にした。</p> <p>・手続きの利便性確保のため、当初から資格の維持／更新期限を同期させる運用を行ってきたが、これを明確にした。</p>
5	資格失効	<p>●15. 資格の失効及び回復 15.1 登録資格の失効 資格維持の場合は、当センターが定める維持期限までに申請がなかった場合に失効すると規定。</p> <p>15.2 資格の回復 やむを得ない事情がある場合は、資格失効から6ヶ月以内であれば、回復できる規定。</p>	<p>●15. 資格の失効及び回復 15.1 登録資格の失効 資格維持の場合は、維持手続き期限日から3ヶ月以内に申請がなかった場合に失効する規定を明記。</p> <p>15.2 資格の回復 やむを得ない事情により資格回復できる期限（失効から6ヶ月以内）を、“原則として、失効から6か月以内”に変更。</p>	<p>・資格維持の場合の手続き期限は、個別の案内状で通知していたが、これを明確にした（期限そのものは変更なし）。</p> <p>・やむを得ない事情を認める場合は、期限の他に個別の状況による検討の余地があった方がよいと判断したため。</p>
6	審査員の権利及び義務	<p>●13.1 審査員からの当センターへの報告</p> <p>●18. 権利及び義務 審査員の権利及び義務に関する規定が分散して記述されていた。</p>	<p>●付属書4 審査員の権利及び義務 審査員の権利及び義務に関する事項を集約して、付属書に記載。</p>	<p>・読みやすさの向上のため。</p>
7	ロゴマークの使用	<p>●付属書4 JRCA登録審査員資格の公表に係わる遵守事項 JRCAロゴマーク使用を含む登録資格の表示方法を規定。</p>	<p>●付属書5 JRCA登録審査員資格の公表に係わる遵守事項 JRCAロゴマーク変更に伴い、使用方法の規定を修正。</p>	<p>・JRCAロゴマーク変更のため。</p>

(2) JRCA AI330 及び申請様式のおもな変更点

- ①審査員への格上げと主任審査員への格上げに関する記述の階層構造を QMS の手引き (JRCA AQ330) と合わせ、4 項の (1)、(2) に分離記載した。(JRCA AI330 の 4 項)。
- ②リーダー能力の確認書様式 3D 新設。(4 項(2)d)、申請書の様式 3D)
- ③エキスパート審査員登録の際、主任審査員／審査員／審査員補と併せ持ちとなる場合は、有効期限日、維持手続き期限日を同期させる記述を追加、運用ルールを明確にした (JRCA AI330 の 5 項)。
- ④「業務経験のある事業分野」登録申請に関する注意事項を追記 (JRCA AI330 の 8 項、申請書の様式 2C)。
- ⑤「マネジメントシステム審査員登録申請書」(様式 1) を QMS/ISMS の審査員毎に分離し、ISMS 審査員用は、「情報セキュリティマネジメントシステム審査員登録申請書」(様式 1-I) として制定。
- ⑥業務経歴書の記載方法を追記。(14 項、申請書) の様式 2B)
- ⑦継続的専門能力開発 (CPD) 記録(様式 4B) の記入上の注意を追加 (15 項、申請書の様式 4B)

3. 適用開始

2018 年 4 月 1 日

以上